

宮城県後期高齢者医療広域連合議会規則第2号（平成19年7月30日）

宮城県後期高齢者医療広域連合議会傍聴規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）

第130条第3項の規定に基づき、宮城県後期高齢者医療広域連合議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴の手続）

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者（以下「代表者等」という。）が、その団体の名称及び傍聴する者の人員並びに代表者等の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

（傍聴の制限）

第4条 議長は、傍聴席の都合により必要と認めるときは、傍聴を制限することができる。

（議場への入場禁止）

第5条 傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第6条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

- (5) 笛，ラッパ，太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか，会議を妨害し，又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

2 児童及び乳幼児は，傍聴席に入ることができない。ただし，議長の許可を得た場合は，この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は，傍聴席において次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し，放歌し，高笑しその他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻，腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子，外とう，えり巻の類を着用しないこと。ただし，病気その他の理由により議長の許可を得たときは，この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ，又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか，議場の秩序を乱し，又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真，映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は，傍聴席において写真，映画等を撮影し，又は録音等をしてはならない。ただし，特に議長の許可を得た場合は，この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は，秘密会を開く議決があったときは，速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は，すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

第九節 紀律

第百二十九条 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

○2 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、その日の会議を閉じ、又は中止することができる。

第百三十条 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。

○2 傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。

○3 前二項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。

第百三十一条 議場の秩序を乱し又は会議を妨害するものがあるときは、議員は、議長の注意を喚起することができる。

第百三十二条 普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。